

令和4年（ワ）第891号 国家賠償請求事件

原告 ラトナヤケ・リヤナゲ・ポールニマ・ラトナヤケ 外2名

被告 国

## 文書提出命令申立書

5

2022年6月1日

名古屋地方裁判所第10民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 川口直也

10 原告らは、次のとおり文書提出命令を申し立てる。

なお、略称は訴状末尾添付略語表のとおり。

### 1 文書の表示

15 ウィシュマさんが2021年3月6日に死亡した際、その死因等を解明するため、  
名古屋地方検察庁検察官が執刀医等に鑑定を嘱託して、同月7日以降、遅くとも同年8月10日までに、同医師等により行われた司法解剖の鑑定書及び同解剖に関して作成された書面若しくは図画の一切（以下「本件文書」という。）。

### 2 文書の趣旨

20 本件文書には、ウィシュマさんの死因が、飢餓、極度の栄養障害による代謝障害、腎機能・肝機能を含む多臓器不全、アシドーシス、脱水症状、神経障害、クエチアピンの投与による意識レベルの低下またはこれらが複合的に関係したものであることが記載されている。

また、本件文書には、上記死因に至った経緯の分析として、名古屋入管が、2021年2月15日又はその前後の時点で血液検査をすれば、既に腎機能・肝機能等に異常があったことを知り得たのに、血液検査を怠り、身体の状態を把握しなかつたことにより、既に飢餓、極度の栄養障害による代謝障害、腎機能・肝機能を含む

多臓器不全、アシドーシス、脱水症状、神経障害等があったことを見落とし、身体の状態を踏まえた治療方針を立てることを怠り、以後、適切な医療措置を取ることができなかつたことが記載されている。

### 3 文書の所持者

5 被告

### 4 証明すべき事実

名古屋入管が、2021年2月15日又はその前後の時点で血液検査をすべきであり、これをすれば、既に飢餓、極度の栄養障害による代謝障害、腎機能・肝機能を含む多臓器不全・アシドーシス、脱水症状、神経障害等があつたことを知り得たにもかかわらず、血液検査を怠り、身体の状態を把握しなかつたことにより、これらの症状を見落とし、身体の状態を踏まえた治療方針を立てることを怠り、以後、適切な医療措置を取らなかつたため、飢餓、極度の栄養障害による代謝障害、腎機能・肝機能を含む多臓器不全・アシドーシス、脱水症状、神経障害等その他の症状を含むウィシュマさんの心身の状態を悪化させ、死亡させたこと。

15 名古屋入管が、ウィシュマさんにクエチアピンを投与したことにより悪性症候群等を発生させ、既に発生していた飢餓、極度の栄養障害による代謝障害、腎機能・肝機能を含む多臓器不全・アシドーシス、脱水症状、神経障害等と相まって又は悪性症候群により、ウィシュマさんを死亡させたこと。

### 5 文書提出義務の原因

20 (1) はじめに

被告は、民事訴訟法（以下「民訴法」という。）220条2号及び3号に基づき、本件文書の提出義務を負う。

(2) 民訴法220条2号について

ア 被告は原告らに対して、本件文書を閲覧させる義務を負うこと

25 平成20年11月19日付け「被害者等に対する不起訴事件記録の開示について（依命通達）」（資料1）において、被害者参加対象事件の不起訴事件記録に

については、原則として客観的証拠の閲覧を認めることが周知されている。

不起訴事件に限ることの趣旨は、捜査が終了していることから、開示により捜査に支障が生じることが観念できず、また、客観的証拠は、主観的証拠と異なり、証拠価値の毀損・隠滅等のおそれがなく、したがって、開示による不都合が生じないからと考えられる。

また、平成26年10月21日付け「犯罪被害者等の権利利益の尊重について（依命通達）」（資料2）において、被害者参加対象事件が起訴された場合、被害者等から、証拠調べ請求をすることとしている証拠の開示を求められたときは一定の場合を除き閲覧を認めるなどの弾力的な運用に努めるよう周知されている。

起訴された事件につき閲覧を認めた趣旨は、不起訴事件と同様と考えられる。

さらに、平成26年3月19日に行われた衆議院法務委員会において、法務省刑事局長は、「捜査、公判、各段階を問わず、その死因等についても、可能な範囲で御遺族等に丁寧な説明を行う」と述べている（資料3・14頁）。

そして、自由権規約6条（生命の権利）についての一般的意見36パラグラフ28では、締約国は、調査に関する詳細を被害者の最近親者に開示しなければならないことを定めている（資料4・10頁及び11頁）。

原告ワヨミさん及び原告ポールニマさんは、2021年11月9日、名古屋入管局長を含む幹部などを被告訴人として、殺人罪で名古屋地方検察庁に告訴をし、同月30日、受理されている（資料5）。殺人罪は、被害者参加対象事件である（刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）316条の33第1項1号）。

本件文書は客観的証拠であることから、証拠価値を毀損・滅滅することは不可能である。本件文書を閲覧させることは、被害者参加対象事件における事件記録を開示する場合と同様の利益状況にある。

そうであれば、本件がまだ捜査段階にあるとはいっても、事件が起訴又は不起訴とされた場合と同様に本件文書を遺族（原告）らに閲覧させるべきであり（前記の法務省刑事局長答弁参照）、民訴法220条2号の「閲覧を求めるこ

ができる文書」に該る。

#### イ 小括

以上より、「挙証者が文書の所持者に対し」「その」「閲覧を求めることができるとき」にあたり、文書の所持者である国は、本件文書の提出義務を負う。

### 5 (3) 民訴法220条3号後段について

民訴法220条3号後段の「法律関係について作成された文書」（以下「法律関係文書」という。）に該当する文書が、刑訴法47条で公判の開廷前には原則として公開してはならないとされる「訴訟に関する書類」に該当する場合であっても、その保管者が提出を拒否したことが、民事訴訟における当該文書を取り調べる必要性の有無、程度、当該文書が開示されることによる被告人、被疑者及び関係者の名誉、プライバシーの侵害、捜査や公判に及ぼす不当な影響等の弊害発生のおそれの有無等の諸般の事情に照らし、その裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用するものであると認められるときは、裁判所は、当該文書の提出を命ずることができる（最高裁平成16年5月25日決定・民集58巻5号1135頁、最高裁平成17年7月22日決定・民集59巻6号1837頁参照）。

以下、本件文書が法律関係文書に該ること、刑訴法47条の「訴訟に関する書類」に該当するとしても裁量権の範囲を逸脱・濫用するものであることを述べる。

#### ア 民訴法220条3号後段の「法律関係について作成された」文書に該ること

##### 20 (ア) 民訴法220条3号後段「法律関係について作成された」について

文書提出命令の申立てに係る文書が法律関係文書に該当するか否かについて、「法律関係」とは、契約を発生原因とする法律関係に限定されるものではなく、公法上の法律関係や不法行為等の契約関係以外の法律関係も含むものである。そして、民訴法220条3号後段の法律関係「について作成されたとき」とは、上記のような法律関係と密接な関連を有する事項が文書の記載内容となっていることをいうが、そのような文書であってもその所持者が専

ら自己使用のために作成した内部文書である場合は、これに含まれないものと解される（最高裁平成12年3月10日決定・裁判集民事197号341頁参照）。

（イ）本件文書の記載内容は原告らと被告の法律関係と密接な関連を有する事項  
5 であること

本件文書は司法解剖の鑑定書等であり、執刀医等による鑑定結果として、死因及び同死因に至る分析結果等の事実が記載されている。

そして、原告らは、ウィシュマさんの母又は妹であり、ウィシュマさんが名古屋入管に収容され適切な医療措置を受けることができず死亡しているため、被告に対して国家賠償請求権を有するものであること、同請求権の請求原因である違法性と結果との因果関係を立証するためには、ウィシュマさんの死因となった事実が必要不可欠であるのに対し、本件文書にはまさに死因が記載されていることから、本件文書の記載内容は、正に原告らと被告の法律関係と密接な関連を有する事項であるというべきである。

15 （ウ）小括

以上によれば、本件文書は、民訴法220条3号後段の法律関係文書に該当する（司法解剖に関して作成された鑑定書自体は相手方が所持しているとは認められないとして却下されたものの、鑑定書の下書きないし草案について民訴法220条3号後段の法律関係文書に該当とした札幌高裁令和2年12月24日決定（同高裁令和2年（ウ）第31号）参照。）。

イ 裁量権の逸脱、濫用

（ア）本件文書を取り調べる必要性が極めて高いこと

原告らは、同人の娘ないし姉であるウィシュマさんが名古屋入管の故意または過失により死亡したことについての、死亡当時の客観的状況及び死因等の事実を本件申立てにおける証明すべき事実としている。本件文書は、ウィシュマさんの死亡直後の状態を客観的に記録したものであり、証拠価値は極

めて高く、名古屋入管職員らの法廷での供述を吟味するために使用することも想定できることからすれば、その取調べの必要性は極めて高い。

(イ) 事件関係者の名誉、プライバシーが害されるおそれがないこと

5 ウィシュマさんは既に死亡し、その遺族である原告らが本件文書の開示を求めていることに加え、被告が公表している最終報告書（甲4の1）において、既に、司法解剖時の体重や死因及びその分析の概略が示されているから、本件文書の開示によって原告らの名誉、プライバシーが侵害されるおそれはない。

10 また、本件文書は、名古屋入管に収容されていたウィシュマさんの死因の事実関係についてのものであるから、被疑者やその他の第三者の私生活に関する事実は含まれておらず、それらの者に対する名誉、プライバシーが侵害されるおそれもない。

したがって、本件文書の開示により事件関係者の名誉、プライバシーが侵害されるおそれはない。

15 (ウ) 捜査や公判に及ぼす不当な影響が生じるおそれはないこと

被告において、当時の名古屋入管内診療室の非常勤医師、看護師、臨床心理士、本件に関与した外部医療機関医師等の合計63名からの聴取（延べ139回）が実施され（最終報告書1頁）、調査報告書が作成され、公表されている。事件発生から既に1年以上経過（告訴受理からも半年以上経過）しているのであるから、客観的な証拠の保全は既に完了しているはずである。そうすると、本件文書が開示されたからといって、被疑者らが罪証隠滅や逃走を図る余地はおよそ考えられず、本件の捜査や公判に及ぼす不当な影響が生じるおそれはない。

また、司法解剖の鑑定書等という本件文書の性質からしても、本件文書の開示によって、同種事件の捜査や公判に及ぼす不当な影響等の弊害が発生するおそれもない。

## (エ) 小括

上記の諸般の事情に照らすと、被告が本件文書の提出を拒否することは裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用するものというべきである。

## ウ まとめ

5 以上のとおり、本件文書は民訴法220条3号後段の法律関係文書及び刑訴法47条の訴訟に関する書類に該当するが、当該文書を取り調べる必要性の有無、程度、当該文書が開示されることによる被告人、被疑者及び関係者の名誉、プライバシーの侵害、捜査や公判に及ぼす不当な影響等の弊害発生のおそれの有無等の諸般の事情に照らせば、被告がその提出を拒否することは、裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用するものというべきであるから、被告は本件文書の提出義務を負う。

10

## 6 取調べの必要性

基本事件においてウィシュマさんの死因等が争点になることは明らかで、本件文書は、ウィシュマさんの死亡当時の客観的状況及び死因等を明らかにする上で極めて重要な価値を有するものであるから、取調べの必要性が高い。

15

## 7 結語

これらの事情からすれば、本件文書は、閲覧を求めることができる文書、又は、法律関係文書に該当する。「訴訟に関する書類」(刑訴法47条)にあたるとして提出を拒否することは裁量権の範囲を逸脱・濫用する。

20 よって、被告は、民訴法220条2号及び3号により、本件文書の提出義務を負う。

以上